

2008年11月7日

枚方市長 竹内 脩 殿

日本共産党枚方市会議員団

団長 中西 秀美

2009年度予算編成と市政運営に対する要望書

世界的な金融危機が、日本の経済も直撃しています。

物価の高騰に歯止めがかからず、中小商工業の廃業も加速をしている現状です。

庶民の暮らしは、ますます深刻となり、この枚方でも国民健康保険料の滞納は12000世帯を超え、生活保護家庭は3672世帯にものぼっています。

麻生内閣は、とりあえずの経済対策を発表しましたが、これが効果的なものではないと指摘されているところです。

それどころか、国の「三位一体改革」は、自治体財政と住民の暮らしに大きな影響を与え、地域間格差を拡大しています。

08年度決算からは自治体財政健全化法が適用され「地方の行革」に拍車がかかり、自治体財政は一段と厳しいものとなります。

大阪府では、橋下知事が財政危機を理由にして府民に大きな犠牲を強いる「『大阪維新』プログラム案」をまとめ、私学助成の大幅削減や福祉医療の助成制度の見直し、文化施設の廃止など府民のための施策に大ナタをふるって怒りをかっています。

こうした状況のもとで、枚方市政が市民の暮らしや健康、教育の充実、環境を守るためにがんばりきることが求められています。

あわせて、昨年の談合事件によって失われた市民の信頼が充分回復されたとはいえ、引き続きの事件の事実関係解明と二度と事件を繰り返さないガラス張りの市政運営に努めていただきたいと要望をいたします。

来年度の予算編成にあたっては、清潔で公正な市政運営に努められると同時に、切実な市民要求にこたえていただきたく、以下の要望書を提出いたします。

2009年度の市政運営と予算編成の基本方針に関する要望

1. 市政運営の基本方針について

- ① 憲法をいかし、平和・人権・民主主義を市政の基盤にすえること。
- ② 国・府の悪政から市民生活を守ること。
- ③ 市民の暮らしを直視し、市民の目線で市政をすすめること。
- ④ 自然破壊の開発を許さず、環境保全の行政運営を貫くこと。
- ⑤ 談合事件を教訓に情報公開と市民参加を徹底し、公正・ガラス張りの行政運営を進めること。
- ⑥ 市民の命とくらしを守るために必要な職員を配置すること。
- ⑦ 国の構造改革路線を市民に押し付ける構造改革アクションプランは撤回すること

2. 談合事件の真相解明について

- ① 談合事件の徹底解明を行政自らが行い、「談合・不正を許さない枚方市」を内外に示すと共に、市民に公表すること。
- ② 談合により枚方市が被った損害を明らかにし、談合事件に関わった業者・個人に損害賠償を求めること。
- ③ 事実関係もふくめ、調査・検証を行うこと。
- ④ 「第2清掃工場建設工事に関する調査委員会」は解散し、新たな談合調査委員会を設置すること。
- ⑤ 入札監視委員会の委員の公表と機能強化を行うこと。
 - ii 委員名簿、会議録の公開など徹底した情報公開を行うこと。
 - iii もちまわり合議はやめること。
- ⑥ 第2清掃工場以外の過去の契約事案の調査を行うこと。
- ⑦ 入札制度の改革を引き続き行なうこと。

3. 予算編成にかかわる要望について

[1] 緊急要望について

① 集中豪雨対策について

- ・ 雨水管・ポンプ場の計画的な整備を推進すること。
- ・ 常時浸水する地域の抜本的解消策を早急に行うこと。
- ・ 民間の大規模開発が行われる時には、雨水流出抑制施設を設置するように強く協力を求めること。
- ・ 淀川やその支流の各河川は、自然と景観の保全を行いつつ、浸水対策を講じるように国や府に働きかけること。
- ・ 各地域の被害状況調査をまとめ早急に調査に対策を講じること。
- ・ 浸水による見舞金規定を見直し店舗なども支給の対象とすること。

② 新病院の建設について

- ・ 新病院建設にあたっては、情報を広く公開し、談合防止の取り組みを推進すること。
- ・ 新病院の設計・建設にあたっては医師・看護師・職員やスタッフなどの意見を十分反映すること。

[2] 重要要望について

- ① 「三位一体改革」で国の責任を放棄する補助金カットや地方交付税の削減に反対し、必要な税源移譲を国に求めること。
- ② 大阪府に対し「大阪維新プログラム案」の撤回を強く求めること。
- ③ 「大阪維新プログラム案」の実施で、市民生活に影響の大きいものについては市独自の対策をたてること。
- ④ 市民負担を増やし、民営化・民間委託の推進で行政サービスの効率化を優先する「構造改革アクションプラン」は、撤回し、市民目線での改革プランを策定すること。
- ⑤ 予算編成にあたっては、市民サービス低下につながる「包括予算制度」をやめること。
- ⑥ 職員の確保については、必要人員を正規職員として雇用すること。
- ⑦ 大阪府人権協会への分担金を廃止し、市としてNPO法人「ひらかた人権協会」から撤退をすること。
- ⑧ PFI手法によるホテル合築の総合文化施設は、凍結すること。

[3] 市民にしわ寄せせず、市独自の財源を確保する

- ① 土地開発公社や市の長期保有地は早期に事業化し、有効活用をはかること。また、長く「塩漬け」状態にある用地は必要性を見極めること。
- ② 地下水くみ上げ条例を制定し、地下水くみ上げ協力金を徴収すること。
- ③ 市内企業(資本金10億円以上)の法人税率を引き上げること。
- ④ 公共下水道が近くに埋設されているところでは、周辺企業に対し、川に放流ではなく下水管に接続すること。
- ⑤ 高額・悪質な市税滞納者に対する徴収を強化すること。

[4] 庁舎周辺整備事業及びその他の公共事業について

- ① 巨額の財源を必要とする新庁舎建設と周辺整備事業は、当面、計画を凍結し、財源問題を含めて慎重に検討すること。
- ② 東部清掃工場の試運転過程での事故は、二度とあってはならず、今後さらに管理を徹底させること。また、建設資材など談合の影響ないか点検すること。
- ③ 新火葬場の管理運営については、地元合意を尊重すること。

[5] 市民の暮らしを守るために

1) 子育て支援について

① 少子化対策・子育て支援について

- ・ 乳幼児医療費助成制度を「子どもの医療助成制度」とし、引き続き対象年齢の拡大、一部負担金の無料化に取り組むこと。大阪府に現行制度の堅持を強く求めると共に、実施された場合には市独自の支援策を講じること。
- ・ 妊婦検診に対する助成策を国、府に求めるとともに、引き続き早期に回数の引き上げをおこなうこと。
- ・ 「集いの広場」を増設すること。
- ・ 子どもオンブズパーソンを設置すること。

② 「新子ども育成計画」について

- ・ 計画の見直しにあたっては「子どもの権利条約」の趣旨を充分反映させたものとする。
- ・ 子育て世代のニーズを十分に掌握し、課題にこたえられる計画とする。
- ・ 保育所定員の弾力的運用の解消、年度途中も含めた待機児の解消、夜間・休日・一時保育・就労支援のための保育制度の創設

などさまざまな保育ニーズにこたえるために「新子ども育成計画」の目標値を見直すこと。

- ・ 計画を実施する場合の進行チェックは、「地域協議会」を充分機能させることによって行うこと。
- ・ すべての保育所で在宅支援の強化と関係機関との連携がはかれるよう、支援策の充実に努めること。
- ・ 早期に支援の必要な子どもへの手立てがはかれるよう、保健センターなど関係機関の体制を確保すること。

③ 保育所について

- ・ 保育所への直接契約制度の導入は行わないよう、国に対し要望すること。
- ・ 公立保育所の廃止・民営化は行わないこと。
- ・ 公立保育所においても、夜間・休日保育などのニーズにこたえること。
- ・ 保育士配置など公私間の格差解消をはかること。
- ・ 公立保育所で完全給食を実施すること。
- ・ 公立保育所の各室に早急にクーラーを設置すること。
- ・ 保育所の耐震診断を早急に行い、必要な補強工事を進めること。あわせて老朽施設への対処方針を早期に示し、計画的に改修をすすめること。
- ・ 認定子ども園の導入は行わないこと。
- ・ 保育施設の改善に努め、十分な保育ができるように運営経費を確保すること。
- ・ 小規模認可保育所で保育される子どもたちの就学前までの保育継続をはかること。

2) 医療について

① 地域医療の充実にについて

- ・ 星ヶ丘厚生年金病院が公的病院として存続されるように国に求めること。
- ・ 軽度発達障害者の診断・療育ができる体制を整備すること。
- ・ 幼児療育園と市民病院の併設置について早急に説明会を行い、理解を求めると同時に保護者や職員の意見も取り入れながら計画をすすめること。また外来リハビリ機能を充実させること。

- ② 後期高齢者医療制度について
 - ・ 後期高齢者医療保険制度の廃止を国に求めること。
 - ・ 後期高齢者医療の負担増に対し、府下市町村と共同し、府に支援を求めるとともに市独自の支援策を実施すること。
 - ・ 保険料の減免制度充実を府に求める事。
 - ③ 市民病院について
 - ・ 市民病院でペインクリニック、ホスピスケア実施が出来る体制を整備すること。
 - ・ 小児科医、産婦人科医の確保に努力し、24時小児救急医療、周産期医療の充実、地域産婦人科とのネットワークが出来るように努力すること。
 - ・ 院内保育所を設置すること。
 - ・ 労働条件や待遇改善を行い医師・看護師・スタッフの確保を図ること。
 - ④ 医療助成の充実について
 - ・ 府民負担増をもたらす福祉医療助成の改悪を行わないよう府に強く要望すること。
 - ・ 市として医療助成策を充実し、おむつ代の軽減策などを行うこと。
 - ・ 重度障害者医療費助成を継続し充実させること。
- 3) 国民健康保険について
- ① 保険料を軽減し、困窮者減免制度を復活し拡充すること。
 - ② 短期証・資格証明書の発行はしないこと。特に無保険の子どもをつくらないこと。
 - ③ 特定検診の受診率向上に向け、啓発と利便性の向上に努めること。
 - ④ 国保の一部負担金減免制度の充実をはかること。
- 4) 介護及び介護保険について
- ① 国に対し、調整交付金5%の確保を求めること。
 - ② 療養病床削減の撤回を国・府に求めること。
 - ③ 介護保険料を引き下げ、減免制度を拡充し、利用料の軽減策を実施すること。
 - ④ 特別養護老人ホームの待機者を解消すること。そのため計画の見直しを大阪府に求めること。

- ⑤ グループホームや小規模多機能施設の整備について、市独自の運営補助を創設し支援すること。
- ⑥ 特別養護老人ホーム待機者の実態調査を行うこと（待機期間や緊急性の有無、必要な情報提供・支援等）
- ⑦ 13ヶ所の地域包括支援センターが地域の介護に関する総合相談窓口としての機能を果たせるように支援すること。市民にセンターの情報を積極的に提供すること。
- ⑧ 認定調査項目の変更にあたっては、認知症などに対応できるよう特記事項などの記入欄も含め記入できるようにすること。
- ⑨ 認定調査用紙の控えを申請者に交付し、障害者控除の利用については説明を行うこと。

5) 障害者施策について

- ① 障害者自立支援法の撤回を国に求めること。
- ② 障害者が必要なサービスを利用できるよう利用料を軽減すること。
- ③ 福祉施設への日割り実績を見直し安定した運営ができるよう月額払いに戻すよう国に要望すること。
- ④ 精神障害者の総合的な支援をすすめるための専門職員を配置し、関係機関とのネットワークを整備すること。
- ⑤ 通所施設運営補助金を月額支給に戻すこと。
- ⑥ 施設利用者の食費補助を継続するよう国にもとめること。
- ⑦ 障害者の生活の場であるケアホームの充実と家賃補助など利用者負担の軽減を行うこと。運営費補助を日割りから月額支給にすること。
- ⑧ 日中支援事業（タイムケア事業）を増設し、新規事業者に対する家賃補助を行うこと。
- ⑨ ガイドヘルパーを増員すること。

6) 暮らしの施策について

- ① 生活保護の母子加算を元に戻し生活扶助基準の切り下げを行わないよう国に求めること。
- ② 各種制度の情報提供や広報義務を徹底するために行政機関として明文化し、職員指導を行うこと。
- ③ 生活保護について親身に市民の相談に対応できるようにケースワーカーを増員すること。
- ④ 府営住宅入居者への家賃減免改悪を行わないよう府に求めること。
- ⑤ 多重債務も含め消費生活センターの機能を充実し、庁内の関係部署と

連携を強め対応できる体制を講じること。また、市民が安心して相談できる場所に移転すること。

- ⑥ 高齢者バスカード事業対象者の所得制限を撤廃し、JR・京阪電鉄など利用できる交通機関を増やすこと。
- ⑦ 高齢者のIT学習支援と相談体制を整備し、IT促進をはかること。
- ⑧ 街かどデイサービスを中学校区単位に設置できるように支援すること。
- ⑨ 移送サービスに対する支援を行い、外出困難者の通院などの保障をすること。
- ⑩ 紙おむつ給付事業の所得制限を撤廃すること。

7) 増税について

- ① 国の増税計画について中止を求めること。
- ② 非課税から課税となった世帯への軽減策を継続すること。
- ③ 住民税の減税基準を明確にし、困っている市民が利用できる制度とすること。
- ④ 地方税法323条に規定される公私の扶助者(就学援助・保育所入所・児童手当・福祉年金受給者、叔父などから援助受ける者)の住民税減免を行うこと。

[6] 安心、快適なまちづくりのために

① 安全、安心なまちづくり

- ・ 自然災害が多発するなか、消防組合など安全・防災に関わる体制を強化するための人員を確保すること。
 - ・ 十分な職員体制を確保するため、消防の構造改革をやめること。
 - ・ 消防組合の人材確保のために、正規消防吏員を増員すること。
 - ・ 将来を見据え、早急に建築指導主事を増員し、市が直接中間検査や完了検査を実施できる体制を作ること。
 - ・ 大規模地震災害に備え、地域の防災拠点機能の充実と地域の自主防災組織の支援を充実すること。
 - ・ 市民の安全を守るために必要な防犯灯の予算を増やすこと。
 - ・ 消防施設(支所・主張所)の耐震診断を早め、耐震化をはかること。
 - ・ 住民の意見をきちんと把握し、災害弱者が移動できる一次、二次の避難所を確保すること。
-
- ・ 府に対し、急傾斜地崩壊危険箇所への対策を急ぐよう要望するとと

もに、道路に面した私有地についても対策が講じられるよう支援すること。

- ・ 危険だといわれているため池、橋梁などの耐震補強を早期に取り組むこと。
- ・ 警察の二署体制の早期実現を府に要望すること。あわせて、派出所の無人を解消するよう求めること。
- ・ 公施設のバリアフリー化をはかること。
 - i 市民会館にエレベーターを設置すること。
 - ii 市役所本館にエレベーターを設置すること。

② 上下水道と河川整備について

- ・ 上下水道の組織統合については慎重を期すること。
- ・ 上下水道使用料の値上げを行わないこと。
- ・ 工事、請負契約制度の改革、職員配置の適正化など経営努力を行うこと。
- ・ 上下水道料金の減免制度を充実すること。特にDV被害の母子世帯については住民票の移動がなくても減免の対象とすること。
- ・ 公共下水道等の切り替え時の経費について低所得者への軽減措置をおこなうこと。

③ 廃棄物処理・リサイクル施設について

- ・ 家庭系一般ごみの有料化をしないこと。
- ・ 北河内4市リサイクル組合が周辺住民の健康調査を実施するよう、市が積極的に役割を果たすこと。
- ・ 多量排出事業者に対する事業系ごみの排出計画を提出させること。

④ まちづくり、開発について

- ・ 景観保全条例を策定すること。
- ・ 住民と行政、専門家を交えた「地域まちづくり協議会」をつくること。
- ・ ミニ開発を含めた開発について住民の声を反映し指導を強化すること。

⑤ マンション問題について

- ・ マンションの維持管理・管理組合運営など建築技術的・法的問題について相談にのる「マンション相談室」を設置すること。
- ・ 地震に強いマンションをめざして、総点検と防災改修を進めること。
- ・ マンション管理組合支援のため、管理組合、組合員向けのセミナー等をさらに拡充し開催すること。
- ・ マンション内通路部分にある防犯灯の電気代助成を行うこと。

⑥ 道路問題について

- ・第2京阪道路建設にあたっては、万全の環境対策を国に求めること。環境測定局は、住民要望を反映し、最も環境悪化が懸念される307号線との交差点付近に設置できるよう協議すること。
- ・第2名神国道の建設計画の撤回を求めること。
- ・国道1号線・307号線の歩道設置、杉田口禁野線、交野久御山線など府道拡幅と歩道設置を国・府に求めること。
- ・生活道路の改修に必要な予算を確保すること。
- ・車いすの人が通行できるように危険な歩道の高低差を改修し安全対策を行うこと。
- ・駅と周辺のバリアフリー化を推進すること。
- ・長尾駅前広場の早期整備を行うこと。
- ・危険箇所への信号機設置、大型車の通行の多い通学路は歩車分離式信号を設置するように警察に求めること。
- ・交通不便地域解消のため、市としてコミュニティバスを実施し、府に支援策を求めること。
- ・バス停留所に雨よけやベンチの確保を京阪バスと共同で取り組むこと。また、時刻表など見やすいものとなるよう交通事業者にはたらきかけること。

⑦ 地球環境、自然の保全、公園について

- ・地球温暖化防止のために自然エネルギーの活用を市民に向け推進すること。
- ・公園を計画的に設置し、子どもたちが自由に遊ぶことが出来る広場を確保すること。
- ・市内の緑被率の定期調査を行い、地域別目標を定め、積極的に植樹を行い、既存の自然林を保護すること。
- ・里山保全、稀少動植物の保護を進めること。保全活動の充実・発展のために必要な支援を強めること。
- ・大気汚染・道路騒音の観測局を増設し計画的に観測機器の更新をすること。
- ・市民緑地制度を有効に活用すること。
- ・市民農園を増設し適切な管理運営につとめること。

[7] 商工業と都市農業の発展のために

① 中小商工業

- ・ 中小商工業振興条例を制定し、地元業者の育成・支援策の充実に努めること。
- ・ 商工予算を拡充し、起業・営業支援を推進すること。
- ・ 地元業者支援と地域の活性化のために住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ・ 官公需の発注率を引き上げること。
- ・ 商店の空白地域に誘致支援策を行うこと。
- ・ 市のホームページで商店街の空き店舗情報を提供すること。
- ・ 受注機会が均等になるように、小規模修繕契約制度の改善と充実をはかること。
- ・ 小規模修繕契約制度の契約金額を現行の30万円から50万円に引き上げること。
- ・ 公共工事の特殊性にかんがみて、下請け代金の額などで元請け下請間で紛争が生じた場合は、ともに解決する立場に立つこと。

② 農業

- ・ 「エコれんげ米」については、「枚方ブランド」として、付加価値をつけ販売できるようにすること。
- ・ 市内の農業生産は、小規模農家が大半であり、小規模でも国の各種補助制度が受けられるよう国に対し働きかけること
- ・ 中山間地域などで生産コストの増大が見込まれる農地での営農保障とあわせ、国等の関係機関へ働きかけること。
- ・ 農地の保全がはかれるように営農支援策を拡充する。
- ・ 地産地消の推進、食と農の大切さを啓発する事業に取り組むこと。
- ・ 生産緑地については、要件緩和を行い、追加指定場所を積極的に増やすこと。

[8] 学校教育と社教育充実のために

1) 学校教育について

- ① 憲法・教育基本法を守り、枚方の教育にいかすこと。
- ② 小中学校の統廃合、幼稚園の廃園・民営化は行わないこと。
- ③ 幼稚園耐震化をはかり、3年保育を行うこと。
- ④ 子どもの安全確保のため、市立幼稚園の出入り口をオートロック化すること。
- ⑤ 早急に少人数学級を全学年に実施すること。当面、小学校3年生からの少人数学級を実施すること
- ⑥ 老朽校舎やトイレの改修を進めるために維持補修費を増額すること。

あわせて計画を早期に明らかにすること。

- ⑦ 老朽化した学校の窓枠をアルミサッシのものに変えること。
- ⑧ 学校安全警備事業の継続を府にもとめ、警備員・安全監視員の確保をはかること。
- ⑨ 児童・生徒の登下校の安全確保のために交通専従員制度の維持拡充をはかること。
- ⑩ 留守家庭児童会室の開室時間延長の保育料は徴収しないこと。また学年延長、土曜日の開室を早急に行うこと。
- ⑪ 教室・職員室・教師を結ぶ緊急連絡用のシステムを作ること。
- ⑫ 小中高一貫の特別支援学校を誘致すること。
- ⑬ 支援教育に関わる教職員、時間講師を増員し、十分な配置を行うこと。
- ⑭ 特別支援学級に特殊教育教員免許をもつ専門職等を配置すること
- ⑮ 教師の多忙化、長時間労働で健康破壊が起こっているが、労働時間の適正な管理をするために労働実態調査を行うこと。
- ⑯ 過度な序列化を生む恐れのある全国一斉「学力テスト」には参加せず枚方の学力診断テストは中止すること。
- ⑰ アレルギーのある子どもに対し学校給食において代替え食を実施すること。
- ⑱ 学校給食の調理業務は米飯も含めて直営で行うこと。
- ⑲ 中学校給食を実施し、実施方法は校内食堂方式などを含め検討すること。
- ⑳ 奨学金制度を堅持し、拡充すること。
- 21 中学校のクラブ活動指導協力者派遣事業を拡充すること。
- 22 学校図書室に専任司書を配置すること。
- 23 私学助成の削減を行わないよう府に強く求めること。

2) 社会教育について

- ① すべての市民の学習権を保障する社会教育施設 11 館構想の実現を目指すこと。
- ② 現状、社会教育施設建設が困難な状況の中では既存の公共施設の有効活用を行うこと。
- ③ 市民の学習機会としての市民学級を開催すること
- ④ 青年のための労働問題などについての講座、青年の孤立化を解消する為の事業を全市的に実施すること。

3) 生涯学習について

- ① すべての市民の学習権を保障し、子どもたちの居場所としての機能が発揮できる生涯学習施設の充実を目指すこと。
- ② 既存の公共施設、地域の自治会館を一般市民の活動にも開放するシステムをつくること。
- ③ 市民の学習予算、文化予算を増額すること。
- ④ 生涯学習市民センターを公民館にもどすこと。
- ⑤ 当面、生涯学習市民センターの管理・運営について以下のことを実施すること。
 - i 無料にすること。当面の間、地域社会に貢献する活動については、すべて無料にすること。
 - ii 社会教育主事、生涯学習コーディネーターなどの専門職員を配置すること。
 - iii 配置職員はすべて市職員を配置すること。
 - iv 施設の管理運営については、市民の意見を聞いて実施すること。
 - v 市民の意見を反映できる事業を実施できるよう生涯学習市民センターの事業予算を増額すること。
 - vi 各生涯学習センターでボランティアによる IT 講習会を常時開設し、各公共施設でパソコンを持たない市民が IT を利用できるようにすること。
 - vii 保育室以外の集会室についても育児サークル等の利用は10割減免とし、市として支援すること。
- ⑥ 枚方市駅周辺に図書館を設置すること。

[9] 公正・民主・効率的でガラス張りの行政運営をめざして

- ① 住民参加と情報公開
 - ・ 市民参加でまちづくりを推進するために、自治基本条例の制定をすること。
 - ・ 住民投票条例の制定を行うこと。投票は議会の同意がなくても有権者の20%の署名により実施すること。
 - ・ 市民に対する情報提供の制度化をはかり、体制の確立をはかること。
 - ・ 行政資料コーナーの充実をはかること。
 - ・ 市役所の電子決済化を行い、情報公開のシステム化をはかること。
 - ・ 市民が IT を活用して情報公開請求できるようにすること。
 - ・ 現行の資産公開条例は廃止し、市長・議員の政治活動に関する情報をより積極的に公開し、政治腐敗を防止するための政治倫理条

例を制定すること。また、政治倫理審査会を儲け収支報告書のチェックを行い、住民の調査請求権を設けること。

② 契約制度の改善

- ・ 公契約条例の制定を行うこと。
- ・ 競争入札の徹底・談合が行われないように監視すること。
 - i 入札監視委員会の機能を充実し、情報公開を高めること。
 - ii 市民による契約監視組織を設置すること。

③ 市議会施策

- ・ 市議会の議事録検索システムを充実し、委員会審議も検索可能にすること。
- ・ 市議会のペーパーレス化を進め、データーによる資料提供及び事務のオンライン化をはかること。
- ・ 議会審議のインターネット中継を行うこと。
- ・ 一問一答形式を保障する体制整備を行うこと。

④ 市役所改革について

- ・ 市民生活中心の市役所改革を進め、無駄な部署は廃止すること。
- ・ 人権政策室を廃止すること。
- ・ 職員の成績主義制度を廃止すること。
- ・ トップダウンの市政運営を行わないこと。
- ・ 職員が地域に入り、市民の生の声を聞き市政に反映できるシステムをつくること。
- ・ 半期退職制度を廃止すること。
- ・ 内部告発制度を条例化すること。
- ・ 市長の退職金を減額すること。
- ・ 市民に対する的確なアドバイスを行うことも含め、各種制度の情報の提供や広報義務を徹底するために、窓口業務のマニュアル化をはかること。

[10] 平和と人権を守るまちづくりのために

① 平和

- ・ 市は自衛隊募集に協力しないこと。
- ・ 平和資料室の充実を図ること。
- ・ 市民を戦争に巻き込む「国民保護計画」を撤回し、地域防災計画を充実させて住民の安全を守るための非軍事の計画を策定すること。

② 同和行政はすべて終結し、真の人権政策を追求すること。

③ 女性政策

- ・ 男女共同参画課を創設すること。
- ・ 男女参画基本条例は広く市民の意見を反映させながら策定すること。
- ・ DV対策で被害者の緊急避難所（シェルター）を早急に設置すること。

④ 豊かな文化・スポーツ施策の充実を

- ・ 市民の健康維持、向上をはかるために社会教育施設整備計画に基づき、地域体育施設を整備すること。
- ・ 温水プール、ミニ体育館を建設すること。
- ・ スケートボードの出来る施設を建設すること。
- ・ 春日テニスコートのコート面の改修を行うこと。
- ・ コーラス、演劇、人形劇など文化団体の活動助成の基準を設けて作ること
- ・ 枚方市の遊休地を活用しスポーツ広場を整備すること。